

平成 23 年 第 1 回 定例会

館林衛生施設組合議会会議録

平成 23 年 3 月 29 日 開会

平成 23 年 3 月 29 日 閉会

館林衛生施設組合

平成23年館林衛生施設組合議会第1回定例会会議録目次

議事日程.....	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員.....	3
説明のために出席した者	3
事務局職員出席者	3
開会及び開議	4
会期の決定	4
会議録署名議員の指名	4
議案第1号	4
議案第2号	5
議案第3号	5
議案第4号	8
議案第5号	9
管理者の挨拶	13
閉会.....	14
署名議員.....	15

平成23年館林衛生施設組合議会第1回定例会会議録

平成23年3月29日(火曜日)

館林市役所501会議室

議 事 日 程

平成23年3月29日午後2時33分開議

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議案第1号 公平委員会委員の選任について
- 第4 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて
(館林衛生施設組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例)
- 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて
(館林衛生施設組合特別職の職員の期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例)
- 第5 議案第4号 平成23年度館林衛生施設組合関係市町負担金の分賦の割合
について
- 第6 議案第5号 平成23年度館林衛生施設組合一般会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (10名)

1 番	橋本 徹 君	2 番	篠木 正明 君
3 番	岡村 一男 君	4 番	小林 信 君
5 番	石山 徳司 君	6 番	川野辺 達也 君
7 番	富塚 基輔 君	8 番	斎藤 一夫 君
9 番	小林 正明 君	10 番	川田 延明 君

説明のために出席した者

管理者(館林市長)	安樂岡 一雄 君
副管理者(板倉町長)	栗原 実 君
副管理者(明和町長)	恩田 久 君
副管理者(千代田町長)	大谷 直之 君
副管理者(館林市副市長)	金井田 好勇 君
会計管理者	山田 裕子 君
事務局長	阿部 正 君
施設整備係長	小川 清治 君

事務局職員出席者

書記 小島 和代	書記 奥山 浩康
書記 野村 浩一	書記 青木 裕二

第 1 開会及び開議

(平成23年3月29日午後2時30分開会)

議長(小林信君) ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、告示第1号をもって召集されました平成23年館林衛生施設組合議会第1回定例会は成り立ちました。

これより開会し、直ちに会議を開きます。

第 2 会期の決定

議長(小林信君) 日程第1、会期の決定をいたします。

本定例会の会期を本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小林信君) ご異議ないようですから、さよう決定いたしました。

第 3 会議録署名議員の指名

議長(小林信君) 次に、日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に、7番、冨塚基輔君、8番、斎藤一夫君を指名いたします。

第 4 議案第1号

議長(小林信君) 次に、日程第3、議案第1号 公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

管理者、安楽岡一雄君。

管理者(安楽岡一雄君) 議案第1号 公平委員会委員の選任について申し上げます。

本案は、公平委員会委員の坂本頼郷君が本日をもって任期満了となりますので、その後任に山崎克己君を適任者と考え、選任いたしたく地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めます。

よろしくご審議のうえ、ご同意くださるようお願い申し上げます。

議長(小林信君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(小林信君) 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(小林信君) 討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第1号を同意することに賛成の方は、挙手を願います。

(挙手全員)

議長(小林信君) 挙手全員。

よって、議案第1号は同意することに決しました。

第 5 議案第2号、議案第3号

議長(小林信君) 次に、日程第4、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて
(館林衛生施設組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例)

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて(館林衛生施設組合特別職の職員の
期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例)

以上2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を願います。

管理者、安楽岡一雄君。

管理者(安楽岡一雄君) 議案第2号及び議案第3号の専決処分の承認を求めること
について申し上げます。

まず、議案第2号の館林衛生施設組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例につきましては、国家公務員の給与改定に準じ、平成22年12月1日より、55歳を
超える6級以上の職員の給料月額及び給料の特別調整額等の支給を1.5%減額すると
ともに、おおむね40歳台以上の職員の給料月額に限定して平均0.1%の引下げを実施し
たものでございます。

また、平成22年12月期の期末手当の支給月数を0.15月分、勤勉手当を0.05月分
引き下げ、12月期に支給する期末・勤勉手当の支給月数を2.00月とするとともに、本年
6月以降に支給する月数の割合を変更し、6月期に支給する期末・勤勉手当の支給月数
を1.90月に、12月期に支給する期末・勤勉手当の支給月数を2.05月に変更し、年間
の支給月数を3.95月としたものでございます。

次に、議案第3号の館林衛生施設組合特別職の職員の期末手当の支給に関する条
例の一部を改正する条例につきましては、本組合一般職の職員の給与に関する条例改
正に準じて、平成22年12月期に支給する特別職の期末手当の支給月数を0.20月分
引き下げ、本年6月以降に支給する月数の割合を変更し、6月期に支給する期末手
当の支給月数を1.90月に、12月期に支給する期末手当の支給月数を2.05月に変更し、
年間の支給月数を3.95月としたものでございます。

以上、よろしくご審議のうえ、ご承認くださるようお願い申し上げまして提案理由の説明と
いたします。

議長(小林信君) 説明が終わりましたので、2議案について一括して質疑を行います。

5番、石山徳司君。

5番(石山徳司君) ちょっとお尋ねいたします。まず第一に、職員の給料を引き下げた0.何%とでてますけど、これあの国に準じたというのは分かるんですけど、結果的に変な話ですけど、何%くらいの俸給の中でカットできるということと、もう一つ私も勉強不足で恐縮なんですけど、100何段級の号給ていうんですか、この基準というのは、何が根本になって、これ決まるのかちょっとこれ勉強のためお聞かせください。

議長(小林信君) 事務局長、阿部正君。

事務局長(阿部正君) お答えいたします。まず、給与の引下げ率ですが、これはですね平均で申し上げますと、マイナス0.29%(0.29%と石山議員の返答)、金額で申し上げますと437円、これは月額ですね。年間にしまして、衛生組合9人分の合計として申し上げます47,240円になります。給与改定表の関係ですが、これについては、人事院勧告に基づいて作成しているのが基本になっています。以上です。

議長(小林信君) 5番、石山徳司君。

5番(石山徳司君) あの、基本になるものってのは、この号給の100何段階というこの基準というのは、昔、決まったというのは分かるんですけど、何が基準になっているのかというのが、一般の人からみるとまた不思議にするんですけど、これ一口でどういう形でなっているかという年齢とかそういうのがあると思うんですけど、ちょっと分かる範囲内でご説明いただけます。

議長(小林信君) 事務局長、阿部正君。

事務局長(阿部正君) 給料表に関しては、国家公務員に準じて構成されています。

議長(小林信君) 2番、篠木正明君。

2番(篠木正明君) じゃあ、いくつかお尋ねしたいと思います。今回の専決処分ですけども、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したとありますが、この地方自治法第179条によりますと専決処分できるケースが4つ規定されております。今回の専決処分はどのケースにあてはめてしたのか、お答えいただきたいと思います。

議長(小林信君) 事務局長、阿部正君。

事務局長(阿部正君) 専決処分の事由といたしまして、自治法第179条第1項において、地方公共団体の長が専決処分することができるとしている事件として、長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときとの場合があります。議会の招集は開会の目前、市にあっては7日までに告示すべきものとされております。また、急を要する場合はこの限りではないとされており、議会の招集は地方公共団体の長が行うものとされ、急を要する場合はすぐにでも議会を招集できることともなっており、議会を招集することは可能になります。

しかし、この規定によって議会を召集する場合でも、少なくとも全ての議員が開会日までに参加できる時間的余裕をおいて召集しなければならないものと解されていることから、この時間的余裕がないと考えられる場合として、先ほど、申し上げました理由として、専決

処分とさせていただきます。なおかつ、今回の場合は、昨年11月末ですか、1市3町の構成市町の議会の方の関係がありまして、時間的余裕が取れなかったという事で、専決処分といたしました。以上です。

議長(小林信君) 2番、篠木正明君。

2番(篠木正明君) 私は、どういうケースかと聞いた、いろいろ説明していただいて良く分かったんですけども、要は普通地方公共団体等において、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するために議会を招集する時間的余裕がない、時間を招集する余裕がないために専決処分をしたってことなんですけど、各市とか町も職員の給与の引下げ、または期末手当の引下げも同じように行われたんですけど、館林市の場合でいいますと、ちゃんと臨時議会を開いて議論をした訳でありますよね。時間的余裕がないといいますが、開ける時間的余裕、私は十分あったと思うんですけども、まして、職員の身分、あの金額にしては、微々たるものかもしれませんが、職員の労働条件などに関わるものを時間的な余裕がないという理由をつけて、時間をやればできるのに専決処分するのはいかがなものかと思うんですが、その点については、どういうお考えを持ってるのか、もう一度お答えいただきたいと思います。

議長(小林信君) 事務局長、阿部正君。

事務局長(阿部正君) 先ほど申し上げました、時間的余裕がないということに補足いたします。昨年11月末頃、各館林市外3町各々臨時議会、12月1日からの改定になりますので、開催しているかと思うんですが、まず、館林市が11月26日、板倉町が11月22日、明和町が同じく25日、千代田町が同じく30日、以下1市3町がそういう日程の中で臨時議会を開きまして、組合の方でその1市3町の各々開いている日程の中に、その臨時議会を組み込むことができなかつた。そういうことになります。

議長(小林信君) 2番、篠木正明君。

2番(篠木正明君) 専決処分というのは、もっと私は慎重に行うべきだと思うんですよね。あのそういう職員の身分とか待遇に関する問題を人事院勧告、国家公務員の例に倣うという一言で専決処分することは、私は、非常に問題だと思うんです。理論上、国家公務員が変えようが変えまいが、この一部事務組合の給料を同じように変えなくてはならないという義務はない訳ですから、そこの一部事務組合、地方公共団体において、実際どうするのかをしっかりと議論した上で、私は決定すべきだと思うんです。今回、いろんな市とか町の議会の日程が混んでるということで、安易に議会を開く余裕がないと判断して専決処分したのは、私は誤りであると思います。これ以上、私は答弁いたしませんけれども、これからそういうことを行うときはよく考えをして、しっかりと臨時議会を招集するなりして、議論する場をしっかりと保障してもらいたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長(小林信君) 質疑を打ち切ります。

討論、採決は各議案ごとに行います。

まず、議案第2号について討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(小林信君) 討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第2号を承認することに賛成の方は、挙手を願います。

(挙手多数)

議長(小林信君) 挙手多数。

よって、議案第2号は承認することに決しました。

次に、議案第3号について討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(小林信君) 討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第3号を承認することに賛成の方は、挙手を願います。

(挙手全員)

議長(小林信君) 挙手全員。

よって、議案第3号は承認することに決しました。

第 6 議案第4号

議長(小林信君) 次に、日程第5、議案第4号 平成23年度館林衛生施設組合関係市町負担金の分賦の割合についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

管理者、安楽岡一雄君。

管理者(安楽岡一雄君) 議案第4号 平成23年度 館林衛生施設組合関係市町負担金の分賦の割合について申し上げます。

本案は、平成23年度の関係市町負担金の負担割合について議決を求めようとするものでございます。

負担割合の算出基礎について申し上げますと、まず、議会費に係る負担金につきましては議員数の割合、総務費・予備費に係る負担金につきましては、均等割を10%と、残り90%を1市3町の人口割により算出しております。次に、衛生費の「ごみ処理施設等建設費」に係る負担金につきましては、均等割を10%、残り90%を1市2町の人口割により算出し、「し尿処理費」に係る負担金につきましては、年間の搬入量を基に負担割合を求めています。なお、負担割合の算出につきましては、平成22年10月1日を基準日として、それぞれの負担割合を算出したところでございます。

よろしくご審議のうえ、原案のとおり議決くださるようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

議長（小林信君）説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（小林信君）質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（小林信君）討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第4号を原案どおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

（ 挙手全員 ）

議長（小林信君）挙手全員。

よって、議案第4号は原案どおり可決いたしました。

第 7 議案第5号

議長（小林信君）次に、日程第6、議案第5号 平成23年度館林衛生施設組合一般会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

管理者、安楽岡一雄君。

管理者（安楽岡一雄君）議案第5号 平成23年度館林衛生施設組合一般会計予算について申し上げます。

地方自治体を取り巻く財政環境は、引き続き厳しい状況にあるという認識のもとに平成23年度の予算を編成いたしました。

予算編成にあたっての基本的な考え方につきましては、関係市町の財政事情を考慮しながら財政調整基金を最大限活用するものとし、最小の経費で最大の効果が上げられるよう本年度予算を編成したところでございます。

この結果、平成23年度一般会計予算の総額は、3億6,746万8,000円となり、前年度と比較いたしまして9.2%の増額計上となっております。

まず、歳出予算の主な内容について申し上げます。

し尿処理事業につきましては、館林環境センターも稼働後21年目を迎え、主要な機械設備において、想定された耐用年数を超えて稼働しているものが増え、設備全般におきまして老朽化が進んできている状況でございます。このため、一段と老朽化が進行している「前処理機械設備」の改修工事を実施し、し尿処理における前処理工程を充実させてまいります。その他の機械設備につきましては、経年的計画に基づいた点検整備を適正に行い、設備の延命化を図りながら、施設の安定稼働に努めてまいります。

次に、館林環境センターの運転管理につきましては、合併浄化槽の普及により、搬入量が年々増加傾向にある浄化槽汚泥の処理を中心に、汚泥の質・量の変動に対応しながら、

効率的・経済的運転に努めてまいります。

次に、組合管内のし尿収集業務につきましては、業務委託を継続し、収集環境の変化に対応しながら合理的収集を図り、住民サービスの向上に努めていきたいと考えております。

次に、「ごみ処理施設等の建設事業」について申し上げます。

本年度より、循環型社会形成推進交付金を活用した「計画支援事業」を開始することにより、建設に向けての実質的な作業を始める考えでおります。事業の内容ですが、熱回収施設及びリサイクルセンターにつきましては、整備の基本計画を作成し、最終処分場につきましては、施設基本設計の作成を計画しております。また、建設予定地におきまして、測量及び地質調査も実施させていただき、経済的で効率的な施設を建設するための基礎を固める考えでございます。

次に、歳入予算について申し上げます。「分担金及び負担金」につきましては、ごみ処理施設等建設事業において計画支援事業の開始に伴い、当該事業費を予算計上したことから前年度比 2.9%の増額計上となったのを初め、「繰入金」につきましても財政調整基金の積極的な活用により前年度比 33.3%の増額、「諸収入」につきましても前年度より増額計上となっております。なお、新たに開始予定の「計画支援事業」が国の補助対象となることから、当該事業費の3分の1に相当する額を交付金として見込み、「国庫支出金」として1,380万円を予算計上したところでございます。

次に、「使用料及び手数料」につきましては、一般し尿の収集量の減少を見込みまして前年度比 1.6%の減額計上となっており、「繰越金」につきましては、前年度と同額を予算計上しております。

以上、平成 23 年度一般会計歳入歳出予算の概要について申しあげました。

よろしくご審議のうえ、原案のとおり議決くださるようお願い申しあげまして提案理由の説明といたします。

議長（小林信君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

議長（小林信君） 2番、篠木正明君。

2番（篠木正明君） 一つお聞きしたいと思います。予算説明書の17ページ、この中で熱回収施設ですとか、リサイクルセンター、そして、最終処分場などのいろんな業務委託料ということで書いてあるんですが、地質調査ですとか、地形用地測量などは、具体的にどういうことをやるのかなと想像つくのですけれども、例えばですね、熱回収施設整備基本計画等業務委託料ですとか、その下のリサイクルセンター整備基本計画等業務委託料ですね、この基本計画等業務委託っていうのは具体的にどういう事を委託して行うのか、その辺について教えていただければと思います。

議長（小林信君） 事務局長、阿部正君。

事務局長（阿部正君） それでは、一つの例としてあのご説明いたします。例えば、熱回収施設の基本計画になりますけど、これについては、施設整備の目的を策定したり、それと基

本方針ですか、を策定したりします。その内容についてはですね、いろいろございまして、例えば計画条件の整備設定、この中には例えば、余熱利用システムの検討とかこういうのも含まれます。それとプラントの基本計画、これはごみピットの容量の設定とか、そういうことになります。それと建築基本計画、これは建屋構成の検討、こういうものが含まれます。それに施設運営管理計画、これは施設を運営するための管理条件の設定、こういうものが主なものになってきます。以上、そういうことを含めた中で基本計画を策定していくということになります。リサイクルセンターですが、これについても施設整備の目的策定とか基本方針これは変わらないんですけども、その中身については、施設整備規模の設定、この中には計画ごみ質の設定とかそういうのが、今度含まれてきます。そのあとはプラント基本計画、あとは、建築関係、施設運営管理計画、これは、だいたい、先ほど申し上げた熱回収施設こちらの方に準じたような内容になっております。以上です。

議長（小林信君） 2番、篠木正明君。

2番（篠木正明君） ありがとうございます。今、聞いてまして、例えば目的とか基本方針を決めていくんですとか、それに基づいているんな諸条件、建築ですとか、プラントの運営計画などを基本計画の中で決めていくというんですけども、この中身っていうのは、業務委託をしなければならない部分があるのかどうか、その辺を、私、良く専門的じゃないので分からないんですけど、なぜ、業務委託をしなければそういうことができないのか、教えていただきたいと思います。それともう一つですね、これはあの、熱回収施設にしてもリサイクルセンターにしても最終処分場にしても、共通しているんですが、これから建設に向けていろいろ基本計画、また、詳細の設計なんかできてくると思うんですけども、そういう中身に例えば住民の意見ですとか、我々議員の意見を反映する場っていうのは、どのように考えているのか、その点についても併せてお答えいただければと思います。

議長（小林信君） 事務局長、阿部正君。

事務局長（阿部正君） いろんなその業務委託の発注において、策定っていうんですか、において、我々、やはり職員だけでは判断できないこと、これは技術的な事とかそういうのも触れた中で、そういう専門的知識をもったコンサルに間に入っていただいて、より費用対効果とかその辺含めた中で、よりこの地区にあったその施設の建設をしていくということは、やはり職員だけではなかなか難しい面もあるってことで、コンサルを間に入れて計画立案に入りたい、それが主な理由になってくるかと思います。それと、この施設建設に絡んでその地域住民、若しくは、これ地域住民の代表である議員さんの意見をどういう形で酌み取って、この計画の中で反映させていくかという部分についてはですね、それについてはあの例えば全員協議会、それと、本日予定しておりますけれども循環型社会形成推進地域計画の基本計画、この説明会なんかもちょうと予定しておりますが、そういう機会の中で議員さんの意見を拝聴した中で、それを計画の中にその意見を反映していきたいと、そのように考えております。以上です。

議長（小林信君） 2番、篠木正明君。

2番（篠木正明君） 今のご答弁の中で、業務委託をしなければならない理由として、技術的な問題とかということで専門的コンサルの力が必要だということで、その辺は理解できない訳ではないんですが、先ほどの最初の答弁のあった目的とか基本方針も含まれていてですね、その目的とか基本方針も含めてコンサルの方にお願い実際するのかどうか、その点について最後にお尋ねしたいと思います。それと、いろんな議員とか市民の意見の反映ってことで、全協とか説明した中でしていきたいとその辺は分かりました。正式な議会としては、多分、議決案件になるのは、最後の契約の段階にならなければ、議決案件にならないと思いますので、そうなる前にいろんな市民の意向とかそういうのを含めた形で、私達の意見も聞いていただければと、それはお願いしておきたいと思います。

議長（小林信君） 事務局長、阿部正君。

事務局長（阿部正君） 先ほど私の方で申し上げた中で、一部ちょっと訂正をさせていただきます。目的とか基本方針、これについてはあくまで事務局の方で策定した中で肉付の中でコンサルの技術的、力とかそういうのをでもって、立派な計画にしていくというそういうことでございます。以上です。

議長（小林信君） 他に。

5番、石山徳司君。

5番（石山徳司君） 私は、そういう専門職ではありませんので、やはり対応とか建築基準などがありますので、専門家に委託するというのはやぶさかではないと思います。私が知りたいのは、明和と板倉と館林で持ち寄りで施設を造るということになっておりますけど、板倉の場合は用地が確保してありますので施設うんぬんということになりますけど、館林もそのとおりと、明和が私も谷田川の第2機場の近くだということを知っておりますので、何回も訪れたことがありますけれども、この辺のところの進捗状況というのはどのようになっているのか、ちょっとご説明をお願いします。

議長（小林信君） 事務局長、阿部正君。

事務局長（阿部正君） それでは、お答えいたします。明和町の最終処分場の候補地ですが、当初、入ヶ谷地区その辺が候補にあがってましたけれども いろいろございまして、その入ヶ谷地区の方が白紙に戻ったと。その中で、そのあとに新たに3箇所ですか候補地選定しまして、その中で1箇所、千津井地区になるんですけども、ちょうど東北道の東側になるんですけど、それでなおかつその利根川の河川沿いでお願いを、ちょうど回りが畑とあとは工場が東北道に接してあるその辺が一応候補地としてあがってまして、今、地元説明は個々には関係者っていうか地権者とか、その権利の関係者を集めた説明会は一度開いているという事で、その中では感触は、そのあまり反対者はなさそうなど、その辺はまだはっきりしたことは申し上げられないんですけども、そういうことで今、明和町の方から回答を得ています。以上です。

議長(小林信君) 5番、石山徳司君。

5番(石山徳司君) 二転三転するというのは、こういう時代でありますので、私も変な話ですが、推測の域の内で納まる話かなと思います。先日、年末ですか、私たちが田村市、今、地震で大騒ぎになっておりますけども、そこで最終処分場ということで、屋内の埋設施設を建てているところを研修したという認識でいるのですが、これはそういう形の中で最終的にやるのか、あるいは、本当に露天のままというか、そういうのは具体的に地権者には説明をされているのかということ。あの私に言わせれば、北川辺と板倉町との境目にできた農地防災事業で避難所といたしますか、国営の待機所といたしますか、そういう施設もできましてけれども、何かそういう国とか何かの協調の中で、やはり地元の納得のできるようなそういう施設を兼ねたものというのを考えてはないのでしょうか。

議長(小林信君) 事務局長、阿部正君。

事務局長(阿部正君) 今現在あの具体的なその施設の概要ですか、それについては明和町さんとすれば、その地元の方に納得していただくには、やはり屋内のそのクローズ型っていうんですか、そういう施設が一番うれしいんじゃないかと理解していただけるんじゃないかという事で地元には説明はされてはいると思います。それ以外で、地元還元施設の関係については、これはあくまで地元がどういう施設が望んでいるかと、その辺も当然配慮の中に入れて決定していけたら一番いいんじゃないかっていう考えであります。以上です。

議長(小林信君) 他に、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(小林信君) 討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第5号を原案どおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

(挙手全員)

議長(小林信君) 挙手全員。

よって、議案第5号は原案どおり可決いたしました。

第 8 管理者の挨拶

議長(小林信君) 以上で、本日の議事日程の全部を終了いたしました。

この際、管理者から御挨拶したい旨、申し出がありましたので、これを許します。

管理者、安楽岡一雄君。

管理者(安楽岡一雄君) 本日は、平成23年館林衛生施設組合第1回定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様方には大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございました。

また、提案した議案を可決していただきまして厚くお礼申し上げます。

館林環境センターも運転開始後21年が経過し、設備・機械類の老朽化も進み、計画的に設備の更新工事を進めているところでございます。また、浄化槽汚泥の搬入比率が80%を超える状況の中、生し尿及び浄化槽汚泥の処理に支障が生じないように日常点検等を通して、設備の維持管理に万全を期し、施設の延明化に努めております。

ところで、当組合では、平成22年度から新たに館林・板倉・明和1市2町のごみ処理広域化事務を担当することになりました。現在、循環型社会形成への施設建設に向けて鋭意努力しているところでございます。

今後も、組合の所期の目的が十分に達成できますように、議員各位におかれましても、あらゆる形で、ご指導、ご支援をいただきますように、心からお願い申しあげまして、御礼の挨拶に代えさせていただきます。

本日は、大変ありがとうございました。

第 9 閉 会

議長(小林信君) 以上をもちまして、館林衛生施設組合議会第1回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後3時10分閉会)

平成23年 月 日

議 長 小 林 信

議 員 富 塚 基 輔

議 員 齋 藤 一 夫